

(1) 別表第2

② 田園調和型地域（1／2ページ）

※「田園調和型地域」とは、禁止地域、自然保全型地域、田園調和型沿線地域、市街地形成型地域及び沿道景観形成型地域を除く地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6m以下	地上から上端まで 6m以下	3m以下	地上から上端まで 6m以下	地上から上端まで 6m以下	3m以下	広告物は2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークは高さの制限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高以下		地上から下端まで 1.2m以上かつ地上から上端まで 3.2m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5m以上、歩道以外の場所では4.5m以上	
表示面積	1面につき10m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき10m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき15m ² 以内かつ合計40m ² 以内	1面につき10m ² 以内かつ合計40m ² 以内	1面につき15m ² 以内かつ合計60m ² 以内	広告物は1建築壁面につき10m ² 以内。ワンポイントマークは、1建築壁面につき1m ² 以内	1面につき5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1m ² 以内	1m ² 以内	縦1.2m以下かつ横0.5m以下		
形状・幅				1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内	1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内	1面の幅は5m以内かつ最大投影幅は7m以内						
道路からの後退距離	1m以上	1m以上		1m以上	敷地境界から1m以上							
広告物相互間の距離	30m以上。ただし、他の広告物を妨げない場合には設置可能。			30m以上。ただし、他の広告物を妨げない場合には設置可能。								
色彩												
基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20m ² 以内とする。	敷地につき1基	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。		敷地につき1基	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	ワンポイントマークは、1建築壁面につき1基	有効壁面につき1基				
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		光源の点滅を伴わないもの						
位置、設置方法等			建築物からはみ出さないこと。			建築物からはみ出さないこと。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	出幅は、建築壁面から1.5m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築物又は堅固な工作物に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置			直径3m以下、添架装置の網は長さ15m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さは4.5m以下

② 田園調和型地域（2／2ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス	
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以 上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以 上			
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1面につき1.5 m ² 以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1m ² 以 内	1面につき0.2 m ² 以内	長さ15m以下 幅1.4m以下				
形状・幅												
道路からの 後退距離												
広告物相互 間の距離												
色彩												
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のもの を除き、相互間 の距離6m以上							
特殊装置												
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所に あっては、その場 所が当該アーチの 公益性から適當と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 (国等が設置する 場合を除く)				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所で は、その場所が當 該横断幕の公益性 から適當と認めら れること。	左右側面部及び前 後部	左右側面部及び後 部	交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出
する場合
・位置：左右側面部及び前後部
・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。